

# 旅行相談契約取引条件説明書面

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部です。旅行契約が成立した場合は同法第12条の5による契約書面の一部になります。

観光庁長官登録旅行業第1663号

株式会社エアトヨー

東京都港区浜松町2-10-5

(一社) 全国旅行業協会正会員

## 1. 旅行相談契約

株式会社エアトヨー（以下「当社」といいます）は、お客様の依頼により、次の旅行業務の相談を引き受けます。その場合は、旅行相談料金を申し受けます。

区 分	内 容	料 金 (消費税込み)	
相談料金	国内旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 (30分まで) 1,080円、以降30分ごと1,080円
		(2) 旅行計画の作成	旅行日程1日につき1,080円
		(3) 旅行に必要な費用の見積り (運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金1,080円と旅行日程1日につき1,080円
		(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき1,080円
		(5) 旅行地および運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料 (A4版) 1枚につき540円
	海外旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 (30分まで) 2,160円、以降30分ごと2,160円
		(2) 旅行計画の作成	旅行日程1日につき2,160円
		(3) 旅行に必要な費用の見積り (運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金2,160円と旅行日程1日につき2,160円
		(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき2,160円
		(5) 旅行地および運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料 (A4版) 1枚につき1,080円
	(6) 留学、移民、国際結婚等特殊な目的を伴う渡航相談	基本料金 (30分まで) 4,320円、以降30分ごと4,320円	
お客様の依頼による出張相談		上記の料金に2,160円増 (交通費は別)	

(注) 1. 上記料金の他、出張相談を行うにあたり生じた郵送料、交通費、その他の費用を申し受けます。

2. 上記の各該当料金は合算して申し受けます。

## 2. 契約の成立

- お客様は、申込書に必要事項を記入して、当社に提出していただきます。
- 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。
- 当社は、申込書の提出を受けることなく、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けます。この場合の契約は、当社が承諾した時に成立します。

## 3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合のあるとき
  - お客様の相談内容が公序良俗に反するとき
  - お客様の相談内容が旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき
  - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき（ご契約を解除する場合があります。）。
- 当社に対して暴力的な要求行為及び不当な要求行為、取引に関して脅迫的言動もしくは暴力行為、風説を流布し偽計・威力を用いて信用の毀損もしくは業務の妨害行為、又はこれらに準ずる行為を行ったとき（ご契約を解除する場合があります。）。

## 4. 当社の責任

当社は、旅行相談契約の履行にあたって、当社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して6ヶ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

## 5. 個人情報の利用目的について

当社は、旅行相談の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。

## 6. 兼業準拠

本取引条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款（旅行相談契約の部）に定めるところによります。

## <個人情報等に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先>

(1) 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記の窓口までお申し出ください。

株式会社エアトヨー 電話：03-5401-1113

\*個人情報取扱管理者の氏名は当社ホームページをご参照いただくか、お問い合わせください。

(2) お客様は、当社との個人情報に関する苦情及び当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるとの申し出をすることができます。

一般社団法人全国旅行業協会 消費者相談室 電話：03-6277-8310

以 上

当社旅行業約款（旅行相談契約の部）をご希望のお客様は、営業所員・外務員にお申し出ください。

当社旅行業約款（旅行相談契約の部）は、「当社ホームページ」<https://www6.big.or.jp/~toyo/>からもご覧になれます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店・営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。